

施設使用料減免申請を受け付け

平成22年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に、添付書類を添えて5月31日(月)までに所管課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

問い合わせ先 企画財政課 ☎(48)111(内303)

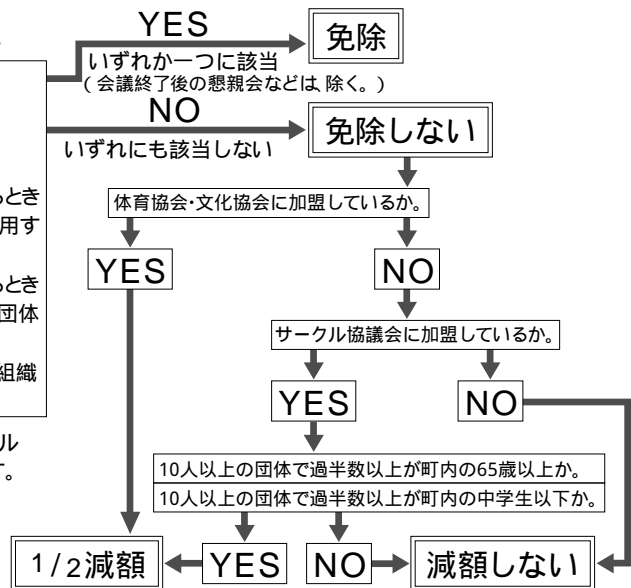
使用料判定シート

・ 公共性 ~ 公益性

国、県、町および町の機関が使用するとき
 町および町の機関が主催または共催するとき
 町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
 大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
 町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
 町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
 体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
 体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。
 (継続的な活動を行っている団体が対象)

- ・丸山公園の夜間照明設備の使用料は免除・減額しない。
- ・冷暖房費は免除団体については免除し、その他の団体は徴収する。



戸別所得補償 モデル対策を実施しています

農林水産省では、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、自給率向上のため麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るため恒常的赤字に陥っている米に対して補てんする対策を、モデル対策として実施しています。

6月30日までに、「加入申請書」、「作付面積確認依頼書」など関係書類を知多地域水田農業推進協議会または東海農政局に提出してください。

問い合わせ先

東海農政局 戸別所得補償制度推進室
 ☎052(201)7271(内3123・3124・3125)
 半田統計・情報センター ☎(21)1092

守ろう！電波のルール

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日から6月10日まで



デンパ君

電波を使うには免許が必要です。
 電波のルールを守りましょう。

不法無線局の相談は、TEL052-971-9107

テレビ・ラジオの受信相談は、TEL052-971-9648

総務省 東海総合通信局

ホームページ

(URL) <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>